

議案第90号

日進市下水道条例の一部改正について

日進市下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月28日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、排水設備工事責任技術者の登録に関する事務を愛知県下水道協会に移管するため、日進市下水道条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 排水設備工事責任技術者の登録を行う主体を市から愛知県下水道協会に改める。
- (2) 排水設備工事責任技術者の登録手数料に係る規定を削る。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、技能を有する者で、<u>愛知県下水道協会</u>に登録された者が専属する業者で市長が<u>指定したもの</u>(以下「排水設備工事指定工事店」という。)が行うものとする。</p> <p>2 <u>次条で定めるもののほか</u>、排水設備工事指定工事店に関する事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第7条の2 前条第1項に規定する指定を受けようとする者は、<u>当該指定の申請に係る手数料</u>として<u>6,000円</u>を申請時に納付しなければならない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、技能を有する者で、<u>市</u>に登録された者(以下「排水設備工事責任技術者」という。)が専属する業者で市長が<u>指定した者</u>(以下「排水設備工事指定工事店」という。)が行うものとする。</p> <p>2 <u>前項の排水設備工事責任技術者及び排水設備工事指定工事店</u>に関する事項は、<u>別に</u>定める。</p> <p>第7条の2 前条第1項に規定する<u>登録及び</u>指定を受けようとする者は、手数料として<u>次に掲げる金額</u>を申請時に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>排水設備工事責任技術者登録手数料</u> <u>1,500円</u></p> <p>(2) <u>排水設備工事指定工事店指定手数料</u> <u>6,000円</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。